

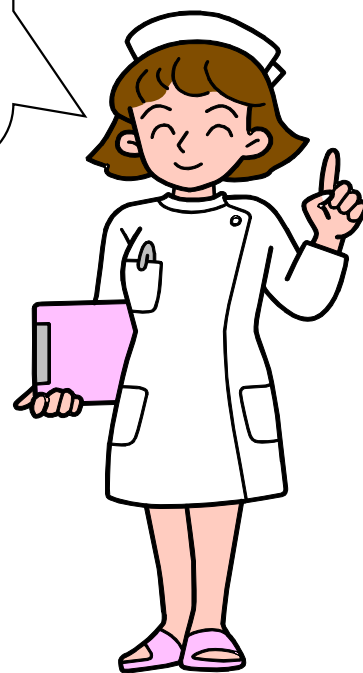
福岡県精神科病院協同組合の組合病院に勤務する
看護師、准看護師、保健師の皆さまへ

看護職賠償責任保険のご案内

—賠償責任保険普通保険約款 看護職特約条項—

《看護職賠償責任保険の特長》

- (1) 福岡県精神科病院協同組合の組合病院に勤務する看護師、准看護師、保健師の方を対象とする保険制度です。
- (2) 団体割引20%が適用されています。
- (3) 日本国内で行った、保健師助産師看護師法に定められた業務を対象とします。
- (4) 法律上の損害賠償金のほか弁護士費用や訴訟費用を補償します。
- (5) 業務中の対人事故だけでなく、業務中に他人の財物に損害を与えた場合や人格権侵害も補償します。



問い合わせ先

〈引受保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社
久留米支店 久留米第一支社
〒830-0033 久留米市天神町1-6
フラッグ久留米イースト 4F
TEL 050-3798-8881 : FAX 0942-31-3209
(受付時間 : 平日の午前9時から午後5時まで)

〈取扱代理店〉

有限会社DMS
〒810-7666 福岡市中央区清川3-14-20
TEL 092-525-7666 : FAX 092-525-7668
(受付時間 : 平日の午前9時から午後5時まで)

株式会社GIS
〒830-0015 久留米市蜷川町5-12
TEL 0942-27-1141 : FAX 0942-27-8887
(受付時間 : 平日の午前9時から午後5時まで)

1. 保険の内容

(1)この保険にお入りいただく方(被保険者)は…

現在、福岡県精神科病院協同組合の組合病院に勤務されている看護師、准看護師、保健師の方です。
(保険契約者:福岡県精神科病院協同組合)

(2)保険金をお支払いする事故は…

ご加入いただいた看護師、准看護師、保健師の方が行う業務に起因して

- ◆他人の身体に障害を発生させた場合
- ◆他人の財物(業務対象者から受託している財物＝「受託管理財物」を含みます。)に損害を与えた場合
- ◆人格権侵害(不当な身体拘束による自由の侵害・名誉き損、口頭・文書等による名誉き損・プライバシーの侵害)を与えた場合
- ◆事故発生時に迅速な対応を必要とするような場合(事故発生時の通信費用など)
- ◆看護業務の対象者が死傷した場合において、業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合
- ◆看護業務等を遂行することにより、他人が死亡したり8日間以上の入院を要した場合で、補償対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合にご加入者の皆さまがその所属する組織の責任者の承諾を得て支出した見舞費用等を負担した場合。(Cプランのみ対象)

【ご注意】

※賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。

※ご加入者を含む複数の方が法律上の賠償責任を負担する場合には、**ご加入者個人の帰責割合(ご加入者が本来負担すべき責任の割合をいいます。)**に応じた金額のみをお支払いします。

※病院または医師が加入されている医師賠償責任保険のお支払対象となる場合には医師賠償責任保険が優先して適用されます。

※この保険は、補償(保険)期間中に事故が発見された場合にのみ対象となります。

(事故例)

相当の注意を怠ったことにより入院患者がベッドから転落し外傷性脳出血を負わせてしまった。(身体賠償)

手術前に患者から預かったメガネをポケットに入れていて落下させ破損させた。(財物賠償)

個室に外から施錠してしまい患者が1日中外に出られなかったためにクレームとなった。(人格権侵害)

(3)お支払いする保険金の種類は…

①損害賠償金(示談、和解等による場合でも対象となります)

- A. 身体事故…被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業補償等
- B. 財物事故(受託物を含みます。)…被害物の修理費・再購入費用等(時価額が限度となります。)
- C. 人格権侵害…人格権侵害に対する慰謝料等

②争訟費用

- ・訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解、調停に要する費用等(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

③初期対応費用

- ・事故調査費用、通信費等で妥当な費用
(ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。)
- (社会通念上妥当な金額であり、かつ被保険者が支出した費用にかぎりません。病院が支出すべき費用は対象になりません。)

④被害者対応費用(見舞金・見舞品費用)(Cプランのみ対象)

- ・身体事故のため死亡または8日以上入院した被害者に対する見舞金または見舞品
(ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。)
- (病院の承諾を得て支出した、社会通念上妥当な費用にかぎりません。)

⑤刑事弁護士費用

- ・「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用(詳細は次ページを参照ください)

(4)保険金をお支払いできない主な事故は…

【業務上の賠償事故、初期対応費用、被害者対応費用】

保険契約者・被保険者の故意

保健師助産師看護師法に違反して行った業務

戦争・変乱・暴動・労働争議

地震・噴火・津波・洪水などの天災

特別な約定により加重された賠償責任

所有、使用または管理する財物(業務対象者からの受託物を除きます。)に対する賠償責任

海外での医療行為

受託管理財物の紛失 など

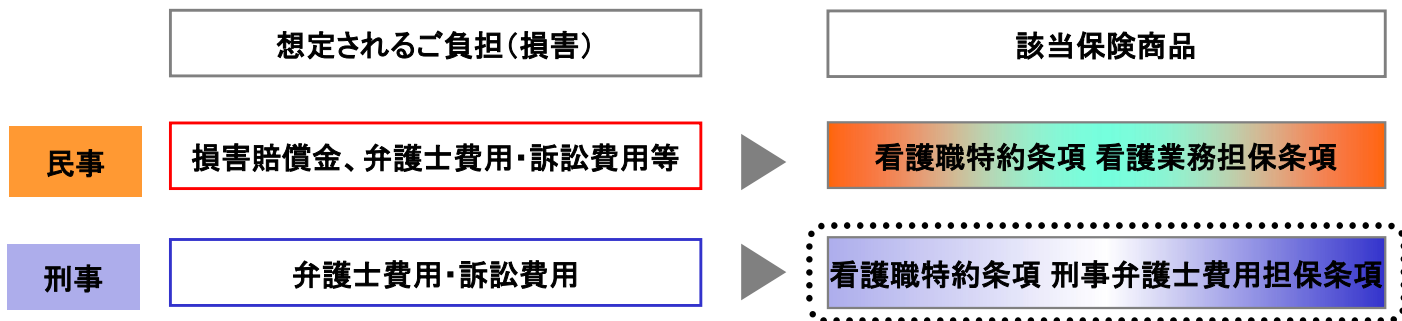
【人格権侵害】

直接と間接とを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。

- ①被保険者等(被保険者または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づく第三者)の犯罪行為(過失犯を除きます。)によって生じた賠償責任
- ②被保険者の採用、雇用または解雇に関して被保険者等によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ③不実であることを知りながら被保険者等によって行われた不当行為に起因する賠償責任 など

◆刑事弁護士費用とは・・・

医療機関における医療行為は「チーム医療」の考え方が普及しており、チーム医療における体制不備を主因とした起訴等により、医師の他、看護職も医療刑事事件の当事者となる可能性があります。
刑事弁護士費用は、当事者となった看護職が防御のために生じた費用(刑事事件に関する弁護士費用・訴訟費用)を補償します。



◆刑事弁護士費用担保条項の概要

保険金額	<p>保険期間(1年)を通じて500万円となります。 ※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。</p>
保険金をお支払いする場合	<p>被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など</p>
保険期間と保険金をお支払いする場合の関係	<p>この担保条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時(注1)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。 (注1)刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。 ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時(注2) ②裁判所が略式命令を発した時(注3) ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時(注4) (注2)検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。 (注3)その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。 (注4)第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。</p>
保険金をお支払いできない主な場合	<p>1. 次の事由に起因する損害 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害 ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件 ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑥所定の免許を有しない者が行った看護業務に起因する刑事事件 など</p>
ご加入方法	<p>2024年2月1日以降保険始期のすべてのご契約に割増保険料なしで自動セットされます。</p>

2. 保険期間

保険期間は2026年6月1日午後4時から1年間となります。(中途でのご加入も可能です。)

3. 保険料

(保険期間1年・団体割引20%)

新規・継続加入	プランA		プランB		プランC	
	保険金額		保険金額		保険金額	
補償内容	1事故	期間中	1事故	期間中	1事故	期間中
身体賠償	1,000万円	3,000万円	3,000万円	9,000万円	5,000万円	1億5,000万円
財物賠償 (受託物を含みます。)	20万円	—	20万円	—	20万円	—
刑事弁護士費用	500万円		500万円		500万円	
人格権侵害	200万円	500万円	200万円	500万円	200万円	500万円
初期対応費用	50万円	—	50万円	—	50万円	—
被害者見舞費用	—	—	—	—	1万円	—
年間保険料	2,080円		2,800円		3,420円	

* 自己負担額(免責金額)は全て0円です。

* 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

中途加入

加入申込締切日	責任開始日	Aプラン	Bプラン	Cプラン
2026年6月20日	2026年7月1日	1,910円	2,560円	3,130円
2026年7月20日	2026年8月1日	1,730円	2,330円	2,840円
2026年8月20日	2026年9月1日	1,560円	2,100円	2,560円
2026年9月20日	2026年10月1日	1,390円	1,870円	2,290円
2026年10月20日	2026年11月1日	1,220円	1,640円	1,990円
2026年11月20日	2026年12月1日	1,050円	1,400円	1,710円
2026年12月20日	2027年1月1日	870円	1,170円	1,430円
2027年1月20日	2027年2月1日	700円	940円	1,140円
2027年2月20日	2027年3月1日	520円	700円	860円
2027年3月20日	2027年4月1日	350円	470円	570円
2027年4月20日	2027年5月1日	170円	230円	280円

4. 加入方法

★新規加入・継続加入される場合は…

別紙の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、保険料とあわせてご提出ください。

★中途加入される場合は…

申込締切日以降に中途でご加入いただく場合は、加入月により保険料が異なります。

中途加入は毎月20日締切で、翌月の1日より保険責任開始となります。

毎月20日までに別紙の加入依頼書と保険料をご提出ください。

申込締切日 **新規・継続加入** 2026年4月24日(金) **中途加入** 毎月20日

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は賠償責任保険普通保険約款に看護職特約条項をセットしたものです。
- 保険契約者：福岡県精神科病院協同組合
- 保険期間：2026年6月1日午後4時から1年間となります。
- 募集期間：2026年3月23日(月)から2026年4月24日(金)まで
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：福岡県精神科病院協同組合の組合病院に所属する看護師、准看護師、保健師
- 被保険者：福岡県精神科病院協同組合の組合病院に所属する看護師、准看護師、保健師
- お支払方法：2026年4月24日(金)までに保険料を所属病院の担当者までお支払いください。
- お手続き方法：添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の所属病院の窓口までご送付ください。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2027年6月1日午後4時までとなります。保険料のお支払方法は上記のとおりです。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、有限会社DMS・株式会社GISまでご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

看護職賠償責任保険の概要

<看護職賠償責任保険の概要>

●看護職特約条項

<第1章 看護業務担保条項>

被保険者である看護師・准看護師・保健師の方(以下、看護職といいます。)の業務※の遂行に起因して事故が発生した場合に、その看護職の方が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。(ご加入いただけるのは上記資格をお持ちの方にかぎります。)

※業務とは、保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務(身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある方に対して行われる入浴、排泄、食事等の介護業務)をいいます。

◎賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>(2024年2月1日始期以降契約より)

被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

- ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護士活動に係る弁護士費用
- ②弁護士法に基づく弁護士活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など

保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いできない主な場合

第1章 看護業務上の事故

被保険者(注1)が、日本国内において看護業務等を遂行することにより、他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、またはその財物(その看護業務等の対象となる者から受託している財物(以下「受託物」といいます。))を含みます。)を損壊した場合(以下「事故」といいます。))において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費(注2)等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など(注3))をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。

(注1)被保険者とは、看護師、准看護師、保健師をいいます。
(注2)修理費、再調達に要する費用については、被害財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
(注3)損保ジャパンの事前の承認が必要です。

○保険期間中に事故が発見された場合にかぎり損害に対して保険金をお支払いします。「発見」とは、被保険者が事故の発生を最初に認識したとき(認識し得たときを含みます。)、または被保険者に対して損害賠償請求が提起されたとき(提起されるおそれがあると被保険者が認識したときまたは認識し得たときを含みます。)のいずれか早い時点でなされたものとします。

※保険期間開始前の看護業務等にもとづく事故であっても、保険期間中に発見されれば、保険金のお支払いの対象となります。

※被保険者を含む複数の者が法律上の賠償責任を負担する場合には、被保険者個人の帰責割合(被保険者が本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いします。

※病院、診療所または医師が加入している医師賠償責任保険のお支払い対象になる場合には、医師賠償責任保険が優先して適用されます。

直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。

- ①被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ②保健師助産師看護師法に違反して行った看護業務に起因する賠償責任
- ③所有、使用または管理する財物(受託物を除きます。)に対する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族(※)に対する賠償責任
(※)親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。なお、配偶者には次の者を含みます。
・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者
- ⑤名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任
- ⑥特別な約定により加重された賠償責任
- ⑦戦争、変乱、暴動、騒ぎようまたは労働争議によって生じた賠償責任
- ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑩被保険者が助産所の開設者である場合において、被保険者または被保険者の看護業務の補助者が行う助産または妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導に起因する賠償責任

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
第2章 刑事弁護士費用	<p>被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用</p> <p>など</p>	<p>①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った看護業務に起因する刑事事件</p> <p>など</p> <p>(注)有罪の確定・・・第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。</p>
初期対応費用	<p>看護業務等上の事故が生じたことにより、被保険者が損害を負担するおそれのあることを被保険者が知った場合に、被保険者が負担した以下の費用をお支払いします。(社会通念上妥当な費用にかぎりです。)</p> <p>(1)事故現場の保存・記録に要する費用 (2)事故原因・状況の調査に要する費用 (3)事故現場の取り片付けに要する費用 (4)通信費</p> <p>ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。</p>	<p>直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②保健師助産師看護師法に違反して行った看護業務に起因する賠償責任 ③所有、使用または管理する財物(受託物を除きます。)に対する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑤名誉き損または秘密漏えいにより起因する賠償責任 ⑥特別な約定により加重された賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者が助産所の開設者である場合において、被保険者または被保険者の看護業務の補助者が行う助産または妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導に起因する賠償責任</p> <p>など</p>
被害者対応費用	<p>看護業務等を遂行することにより、他人が死亡したり8日間以上の入院を要した場合で、補償対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合に、被保険者がその所属する組織の責任者の承諾を得て支出した以下の費用をお支払いします。(社会通念上妥当な金額にかぎりです。)</p> <p>(1)見舞金 (2)見舞品購入費用</p> <p>ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。</p>	
人格権侵害	<p>被保険者または被保険者以外の者が看護業務等の遂行に起因して保険期間中に行った以下の不当行為(以下「不当行為」といいます。)により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いします。</p> <p><人格権侵害> (1)不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損 (2)口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害</p> <p><宣伝障害> (1)口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害 (2)著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を含みません。)、標題または標語の侵害 (3)宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用</p> <p>ただし、1回の事故につき訴訟費用等を除き損害の額が保険証券記載の縮小てん補割合を乗じて得た金額とし、保険証券記載の保険金額を限度とします。</p>	<p>前記に掲げる事項の他、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <p>①被保険者または被保険者の了解、もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任 ②被保険者による採用、雇用または解雇に関して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ③最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ④事実と異なることを知りながら、被保険者または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ⑤広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた不当行為に起因する賠償責任 ⑥身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任 ⑦契約違反による宣伝障害に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。 ⑧宣伝された品質、性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する賠償責任 ⑨価格表示の誤りによる宣伝障害に起因する賠償責任</p> <p>など</p>

ご加入にあたってのご注意

○保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
○加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
- (2) <告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)看護職賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書等の以下の項目をいいます。

- 被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

- 加入依頼書等の記載事項の変更
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

※加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。
■ご契約者(ご加入者)の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象となりません。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)*またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)*である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●個人情報の取扱いについて■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパン(以下、「当社」と言います。)*は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等(以下、「当社業務」と言います。)*を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
- ①当社が、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)*、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
 - ②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
 - ③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)*があります。
 - ④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
 - ⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)*の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)*については当社公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関) 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241(全国共通)

おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 平日:午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・12/30~1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●新規加入および継続加入を行う場合は、加入依頼書の提出が必要となります。

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●2010年4月1日以降発生した事故から、次の1. から4. までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。

1. 被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
 2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
 3. 相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
 4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
- * 保険法により3. の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

●補償の対象となる事故は、保険期間中に発見された事故にかぎります。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合（損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。）は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパンまたは取扱代理店に通知してください。
 - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3>損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類（※）または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

（※）損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

●被保険者（保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。

※本保険では、保険会社が被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

<事故時に必要となる書類>

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 等
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手方からの領収書、承諾書 等

（注1）事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することがあります。

●事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

【事故サポートセンター】 0120-727-110

（受付時間：24時間365日）

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、4か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。